

令和4年9月9日
議会事務局

議員の辞職について

令和4年9月9日（金）、令和4年第5回真鶴町議会定例会の閉会后、木村勇議員から同日付け辞職願が田中俊一議長宛てに提出されました。

田中俊一議長は、これを受理し、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日をもって木村勇議員の辞職を許可しました。

なお、町選挙管理委員会によりますと、当該欠員に対する補充等が行われる予定はありませんので、当面、当町議会は9名での運営となります。

（繰上補充について）

真鶴町議会議員選挙の選挙期日から3箇月以上を経過しているため、公職選挙法第112条第5項の規定による、当該欠員に対する繰上補充は行われません。

（補欠選挙について）

公職選挙法第113条第1項第6号の規定により、補欠選挙を行う場合は欠員が議員定数の6分の1を超えるときです。この辞職に伴う補欠選挙は執行されません。

議員定数 10 名 × 6 分の 1 = 1.6 名 → 2 名欠員が生じたとき、補欠選挙

お問い合わせ先

議会事務局長 永松 宏一 電話：0465-68-1131 内線 362
